

北九州市安全・安心条例

行 動 計 画

(アクションプラン)

平成27年8月

北九州市

北九州市安全・安心条例行動計画 目次

| | | |
|-----------------|----------------------------|----|
| 第1章 | 安全・安心条例行動計画策定の考え方 | 1 |
| 第2章 | 本市の安全・安心の現状 | 3 |
| 第3章 | 行動計画の目標 | 10 |
| 第4章 | 行動計画 | 14 |
| 方向性Ⅰ | 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進 | 14 |
| ○ | 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等 | |
| 方向性Ⅱ | 安全・安心な環境の構築 | 15 |
| ○ | 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面） | |
| ○ | 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面） | |
| 方向性Ⅲ | 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実 | 17 |
| ○ | 青少年等の非行等からの立直り支援 | |
| ○ | 安全・安心に関する相談及び支援体制 | |
| 方向性Ⅳ | 安全・安心な都市イメージの発信 | 18 |
| ○ | 安全・安心に関する情報の提供 | |
| ○ | 安全・安心なまち北九州市の情報発信 | |
| 特に配慮すべき対象への安全対策 | | 19 |
| ○ | 子どもの安全対策 | |
| ○ | 女性の安全対策 | |
| ○ | 高齢者の安全対策 | |
| ○ | 障害者の安全対策 | |
| □ | 主な事業 | 22 |
| □ | 安全・安心条例行動計画体系図 | 37 |
| □ | 参考資料 | 39 |
| 1 | 北九州市安全・安心条例（条文） | 40 |
| 2 | 北九州市安全・安心推進会議委員名簿 | 47 |

第1章 安全・安心条例行動計画策定の考え方

1 策定の背景

安全で安心なまちづくりは、市民の心豊かで快適な暮らしはもとより、「産業振興」「賑わいづくり」「都市イメージ」などに影響を与え、本市の成長を支える重要な課題である。このため、本市が持続可能な都市として今後も発展していくためにも、安全・安心対策の推進は不可欠である。

現在、少子高齢化・情報化社会の進展、大地震や急激な気象変化など自然災害に対する防災・減災意識の高まりなど、社会環境が大きく変化している。

これらの変化に伴い、安全・安心に関する新たな課題が見られるようになっている。

そこで、市民、地域団体、事業者等（以下「市民等」という。）及び行政が、本市の新たな「安全・安心なまちづくり」を共に考え、一体となって取り組む契機とし、市民や本市を訪れる人が、「安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承する」ことを目的とした「北九州市安全・安心条例」（以下「条例」という。）を平成26年7月に施行した。

本条例の実効性を高めるためには、本市の目指す姿を描き、具体的な目標を定め、それに向かってどのような施策を推進していくかを整理したうえで、市が市民等と連携して、着実に取り組みを進めることが必要である。

このため、「北九州市安全・安心条例行動計画」（以下「計画」という。）を策定し、市が市民等と連携して「安全・安心なまちづくり」に向けた施策や取組を総合的、継続的に推進する。

あわせて本市の安全・安心なまちづくりに関する取組等をも対外的に情報発信することで、都市のイメージの向上につなげていく。

2 行動計画の位置づけ

本計画は、条例第25条に基づき、市が定める「安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画」として位置づける。

3 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

ただし、本計画はアクションプランとして、事業の進捗状況及び効果を検証した上で、毎年度事業の見直しを行う。

4 推進体制

条例第26条に基づき、本市の安全・安心なまちづくりに関する活動を行う団体等で構成される「北九州市安全・安心推進会議」を設け、当該会議で計画に掲げる事業等の進捗を報告するとともに、安全・安心なまちづくりに関する施策について意見を聴取しながら、計画の推進を図る。

5 効果検証

- 安全・安心なまちづくりの目標を定め、条例第28条により、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証する。
- 検証にあたっては、市の基本構想・基本計画の事業評価を活用して、「計画(Plan)→ 実行(Do)→ 評価(Check)→ 改善(Action)」のPDCAサイクルに沿って行い、毎年度事業の見直しを行う。

第2章 本市の安全・安心の現状

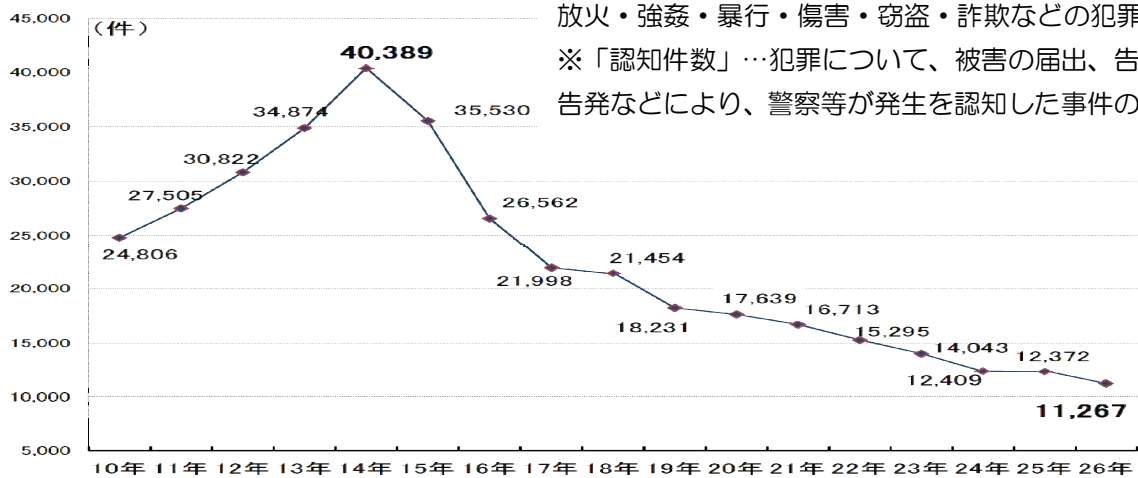
1 安全・安心に関する本市の現状

本市では、平成16年以来、全小学校区での防犯パトロール結成や小学校の通学路における安全点検の実施など、地域の防犯活動が本格化し、地域、警察、行政が連携して安全・安心なまちづくりに取り組んできた結果、刑法犯認知件数^(※)もピーク時の3分の1以下になるなど大幅に減少した。

また、人口当たりでは、政令市の中で、かつてはワースト3だったが、現在は中位あたりまで改善している。

※「刑法犯」…刑法、および暴力行為等処罰法・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。
 ※「認知件数」…犯罪について、被害の届出、告訴、告発などにより、警察等が発生を認知した事件の数。

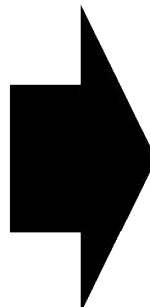
■北九州市刑法犯認知件数



■刑法犯認知件数政令市比較

【平成14年 刑法犯認知件数】

| 市名 | 人口10万人あたりの認知件数(単位:件数) |
|---------------|-----------------------|
| 1 大阪市 | 4,810 |
| 2 福岡市 | 4,208 |
| 3 北九州市 | 4,013 |
| 4 名古屋市 | 3,746 |
| 5 堺市 | 3,612 |
| 6 神戸市 | 3,369 |
| 7 千葉市 | 3,349 |
| 8 広島市 | 2,783 |
| 9 さいたま市 | 2,777 |
| 10 京都市 | 2,743 |
| 11 仙台市 | 2,712 |
| 12 川崎市 | 2,349 |
| 13 札幌市 | 2,190 |
| 14 横浜市 | 2,062 |



【平成26年 刑法犯認知件数】

| 市名 | 人口10万人あたりの認知件数(単位:件数) |
|---------------|-----------------------|
| 1 大阪市 | 2,371 |
| 2 堺市 | 1,609 |
| 3 福岡市 | 1,538 |
| 4 名古屋市 | 1,493 |
| 5 京都市 | 1,303 |
| 6 千葉市 | 1,275 |
| 7 神戸市 | 1,252 |
| 8 岡山市 | 1,177 |
| 9 北九州市 | 1,170 |
| 10 さいたま市 | 1,022 |
| 11 札幌市 | 941 |
| 12 仙台市 | 925 |
| 13 新潟市 | 899 |
| 14 広島市 | 873 |
| 15 相模原市 | 807 |
| 16 静岡市 | 779 |
| 17 熊本市 | 744 |
| 18 川崎市 | 731 |
| 19 横浜市 | 704 |
| 20 浜松市 | 666 |

2 これまでの主な取り組み

(1) 地域における安全・安心の取り組み

地域防犯パトロール

全小学校区で、生活安全パトロール隊^(※)が結成され、地域防犯パトロールや子どもの見守り、非行防止などの活動に取り組んでいる。

(H27.3月末現在)

| 実施団体数 | 隊員数 |
|--------|----------|
| 183 団体 | 10,042 人 |

※「生活安全パトロール隊」…「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、地域住民の方々が結成している自主防犯組織。

青色防犯パトロール活動

平成17年8月から、生活安全パトロール隊等が、自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロール活動を行っている。

また、青色回転灯を装備した市の公用車による市内一円の防犯パトロールや地域のパトロールへの同行も行っている。

(H27.4月末現在)

| 実施団体数 | 活動台数 |
|-------|-------|
| 64 団体 | 144 台 |

子どもの見守り活動

生活安全パトロール隊、PTA、スクールヘルパー^(※)、自治会、まちづくり協議会、老人クラブなどにより、小学校全校区で、登下校時の見守りや交通安全指導などの活動が行われている。

※「スクールヘルパー」…保護者や地域の方など、学校に登録し、子どもの安全対策、授業の支援などに従事するボランティア。

落書き消去活動

落書き等の軽犯罪は「割れ窓理論^(※)」により、街頭犯罪の発端になると言われている。こうした落書きに対し、地域団体や企業、学校、NPO等が駅周辺や商店街、公園等で、落書き消しに取り組んでいる。

※「割れ窓理論」…アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士によって提唱されたもので、「1枚の割れたガラスを放置すると、いずれ街全体が荒れて、犯罪が増加してしまう」という理論。

まち美化活動

「公園愛護会(※)」による公園の美化活動、「道路サポーター(※)」による道路清掃、自治会、まちづくり協議会、婦人会、老人クラブ等によるまち美化活動など様々なボランティア活動が行われており、犯罪発生の抑止につながっている。

※「公園愛護会」…公園の清掃や除草などの美化活動、公園施設の点検や禁止行為の連絡、公園利用者のマナーづくり、公園樹の簡単な剪定や公園を利用した市民花壇づくり等を行うボランティア団体。

※「道路サポーター」…道路の清掃活動及び道路施設の点検、異常等の通報、花壇の手入れなどの景観美化活動などをボランティアで行う団体。企業や地域団体などが登録している。

(2) 非行防止・立直り支援の取り組み

非行防止活動

平成24年7月に、「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」を立ち上げ、「非行防止」「立直り支援」「薬物乱用防止」の3つの対策部会を設け、学校における啓発活動や北九州市少年補導委員等による見守り活動などに取り組んでいる。

(H25年度)

(H26年7～9月)

| | |
|-------------------|-------------------|
| 少年補導委員 による補導回数 | 全市一斉パトロール 参加者数 |
| 3,882回 | 11,947人 |

立直り支援

「協力雇用主」が保護観察所等の関係機関・団体と連携の下、犯罪や非行歴のある人を積極的に雇用し、その更生を支援している。無職者と有職者の再犯率には約4倍の開きがあり、就業が再犯防止につながっている。

(H27. 4月現在)

| |
|----------|
| 協力雇用主登録数 |
| 市内約100社 |

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立直りを支える取り組みについて理解と協力の輪を広げるため、啓発活動、講演会、学校との連携事業等を行っている。

※参加団体：保護司会、自治会、PTA協議会、少年補導委員、青少年育成会、学校警察連絡協議会 等

青少年の居場所づくり

特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス^(※)により、「セーフティ・センター魚町^(※)」及び北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター^(※)」を拠点に、街頭パトロール、悩み相談、生活改善指導等が行われている。

※「ガーディアン・エンジェルス」…1979年に、アメリカ・ニューヨークの犯罪多発地域で誕生。「DARE TO CARE（見て見ぬふりをしない）」をモットーに、赤いベレー帽と白いTシャツをトレードマークにストリート犯罪の防止に貢献している。日本でも全国各地で、地域の特性に合わせた活動を行っている。

※「セーフティ・センター魚町」…繁華街における青少年健全育成、まちの環境美化などを目的に青少年からの悩み相談や若者たちとの情報交換の場、パトロール活動の拠点として、魚町銀天街に設置している。

※北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」…青少年の立ち直りのためのワンストップ窓口となり、かつ、深夜はいかに伴う様々な危険性から青少年を保護するための青少年支援拠点施設。

(3) 事業者・若者の取り組み

事業者による取り組み

市内の企業等では、タクシーや営業車、配達車による巡回パトロールや見守り活動、警備会社による防犯教室など、それぞれの業務に応じた活動を行っている。

学生による取り組み

市内の大学や専門学校では、自主的に防犯ボランティア活動を行っているゼミやサークルがあり、地域のパトロール活動への参加、子どもの登下校時の見守り活動、地域安全マップづくり、まちの美化活動、防犯啓発活動などを行っている。

地域安全マップづくり

市内小学校では、子どもの安全対策を図るため、実際にまちを観察して、地図を作成する「地域安全マップづくり^(※)」を、学生防犯ボランティアや県警察、地域団体と協働で、実施している。

※「地域安全マップ」…「犯罪が起きにくい場所」と「犯罪が起きやすい場所」を洗い出して地図にしたもので、立正大学文学部社会学科の小宮信夫教授が考案したもの。子どもたちが自分で街歩きをしながら、安全な場所と危険な場所を発見して地図を作る。

(4) 環境整備の取り組み

防犯カメラの設置・運用

各種犯罪の発生抑止を図るとともに、市民の安全・安心な暮らしを支えるため、市内主要幹線道路沿い及び小倉北区、八幡西区の繁華街に計186台の防犯カメラを設置し、運用を行っている。画像を警察等へ提供し、検挙活動や事案の立件・解決等に活用されている。

(H25年度末現在)

| | |
|-------------|---------------|
| 警察等への画像提供件数 | 検挙・立件・解決等への活用 |
| 217件 | 149件 |

防犯灯のLED化

市と地元で分担しながら、防犯灯を設置しており、自治会等に対し、設置費や維持管理費の一部を補助している。

平成23年度から10年間を目途にLED照明への転換を図っている。

(H26年度末現在)

| | | |
|---------|---------|-------|
| 全防犯灯数 | LED化灯数 | LED化率 |
| 68,000灯 | 35,000灯 | 52% |

通学路の安全点検

小学校等の通学路の安全を確保するため、学校や教育委員会、警察や道路管理者が連携し、歩道の整備や防護柵の設置、交差点改良等交通安全事業を推進している。

平成24年度、関係機関の合同による通学路の緊急合同点検を実施し、対策が必要な579箇所のうち、平成26年度末で541箇所の対策が完了しており、残りの箇所についても早期完了を目指し、今後取り組みを行っていくこととしている。

3 本市における安全・安心の課題

(1) 体感治安(※)の悪化

- 暴力団によると思われる未解決の凶悪事件の影響もあり、平成24年度は、18年ぶりに「防犯、暴追」が市政要望の第1位、平成25、26年度も第2位となっている。

※「体感治安」…統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で漠然と感じる治安の善し悪しに関する感覚。

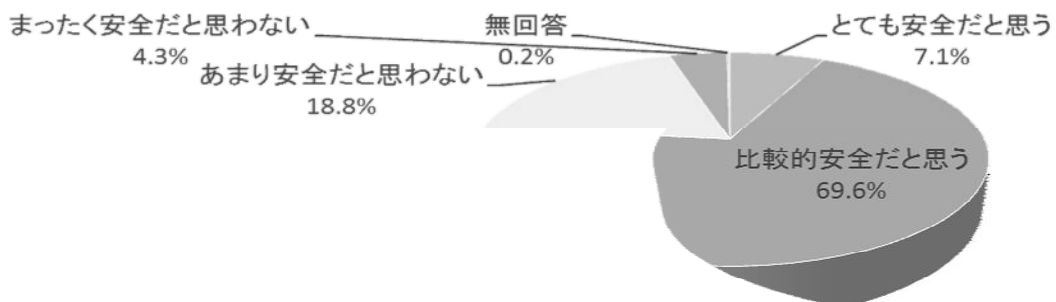
■市政要望

(カッコ内の数字はスコア(得点数)で、1位3点、2位2点、3位1点として計算)

| 順位 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 1位 | 高齢社会対策の推進(1,114) | 防犯、暴力追放運動の推進(1,218) | 高齢社会対策の推進(953) | 高齢社会対策の推進(1,051) |
| 2位 | 防犯、暴力追放運動の推進(912) | 高齢社会対策の推進(918) | 防犯、暴力追放運動の推進(852) | 防犯、暴力追放運動の推進(832) |
| 3位 | 医療・衛生管理体制の充実(669) | 産業の振興(594) | 子育て支援の推進(737) | 子育て支援の推進(649) |
| 4位 | 産業の振興(659) | 子育て支援の推進(592) | 産業の振興(501) | 産業の振興(384) |
| 5位 | 子育て支援の推進(624) | 医療・衛生管理体制の充実(462) | 医療・衛生管理体制の充実(472) | 医療・衛生管理体制の充実(373) |

- 「お住まいの地域は、安全なまち(治安が良い)と思うか」という質問に対し、約25%の市民が「あまり安全だと思わない」もしくは「まったく安全だと思わない」と回答しており、さらなる防犯活動、体感治安の改善に向けた取り組みが求められる。

■市民アンケート(平成25年度)



(2) 地域活動参加者の固定化・高齢化等

全小学校区で、生活安全パトロール隊が結成され、地域防犯パトロールや子どもの見守り、非行防止などの活動が行われているが、参加者の固定化、高齢化が進んでいる。若者をはじめ、これまで自治会など地域団体や地域活動との関わりが薄い者に対して参加の働きかけを行うなど、新たな担い手づくりが必要である。

また、犯罪発生・危険箇所などに関する情報が市民に浸透していないため、安全・安心に関する意識の高揚に加え、安全・安心に関する知識の向上を図ることが必要である。

(3) 青少年の非行等からの立直り支援

本市における少年非行の情勢を見ると、非行者率、再犯者率ともに、全国平均を大きく上回っており、非行防止対策や立直り支援に早急に取り組むとともに、地域・家庭・学校・事業者など、非行防止や立直りを支援する社会の形成が必要である。

■少年非行概況（平成26年）

○少年人口1,000人当たりの非行者率

| | |
|------|--------|
| 北九州市 | ： 9.6人 |
| 福岡県 | ： 7.3人 |
| 全国平均 | ： 5.1人 |

○再犯者率

| | |
|------|---------|
| 北九州市 | ： 38.0% |
| 福岡県 | ： 35.4% |
| 全国平均 | ： 34.9% |

(4) 近年多発する犯罪への対応

高齢犯罪者の増加、高齢者をターゲットとした犯罪の多様化、子どもが被害者となる児童虐待、いじめに起因する事件の増加、インターネットを介した犯罪の増加（児童ポルノのまん延やインターネットを通じたトラブル）、女性の生命を脅かすストーカー事件や配偶者からの暴力事案の増加、危険ドラッグの乱用等、近年多発している犯罪への対策が必要である。

(5) 安全・安心に関する新たな課題

大地震や急激な気象変化など自然災害に対する防災・減災意識が高まっており、適正な管理が行われない空き家の増加、ゲリラ豪雨による冠水被害や浸水被害などへの対策など、これまでにないような安全・安心に関する新たな課題への対策が必要である。

(6) 市民と市外在住者等とのイメージギャップ

本市の刑法犯認知件数は大幅に減少しており、これまで地域活動に携わってきた市民にとっては、「北九州市の安全・安心レベルは高く、実際には住みやすいまちだ」という実感がある。しかし、市外在住者や地域コミュニティとのつながりが薄い世代が同様の意識を共有しているとはいえ、実態とイメージに乖離がある。このため、安全・安心に関する情報や取り組みが、市内外に十分に周知されることが必要である。

第3章 行動計画の目標

これまでの現状と課題を踏まえ、本計画を推進することにより目指す姿を描いたうえで、計画の具体的な目標を次の通り定める。

1 目指す姿

**「日本トップクラスの安全なまち」 及び、
「誰もが安心を実感できるまち」 を目指す。**

2 具体的な目標

(1) 日本トップクラスの安全なまち

目標①

刑法犯認知件数 11,000 件 ⇒ 8,000 件以下
政令市 12 位 ⇒ ベスト 3

本市の刑法犯認知件数は、平成14年のピーク時には約4万件であったが、現在は3分の1以下の約1万1千件にまで減少している。

また、人口当たりでは、政令市の中で、かつてはワースト3だったが、現在は中位あたりまで改善している。

今後は、安全・安心に配慮した環境整備の推進と合わせて、特に件数の多い罪種（街頭犯罪）に焦点をあてた取り組みを行い、また、非行防止対策の推進と合わせて、立直り支援に取り組むことにより、この**刑法犯認知件数を 8,000 件以下にする**。そして、**政令市ベスト3の安全なまち**を目指す。

目標②

防犯パトロール活動への参加者数

10,000人 ⇒ 20,000人以上

安全・安心の確保は、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、そして、市はその市民意識の高揚を図り、安全・安心に関する行動の促進、市民運動の盛り上がりなどに取り組むことが重要である。

若者や事業者などより多くの方に対して参加の働きかけを行うなどして**防犯パトロール活動の参加者数を2万人以上とすること**で、地域とのつながりを促進し、安全なまちづくりへの市民意識の高揚の成果とする。

(2) 誰もが安心を実感できるまち

目標③

「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合

76% ⇒ 90%以上

毎年度行っている市民アンケートの中で、「とても安全だと思う」と「比較的安全だと思う」を合わせた「安全だ(治安が良い)と思う」人の割合は、平成23年度 64.5%、平成24年度 75.5%、平成25年度 76.7%となっている。

安全で安心な都市のイメージづくりには、まず住んでいる市民が安全・安心を実感できたうえで、安全・安心に関する情報や取り組みが市内外に十分に周知されることが必要である。

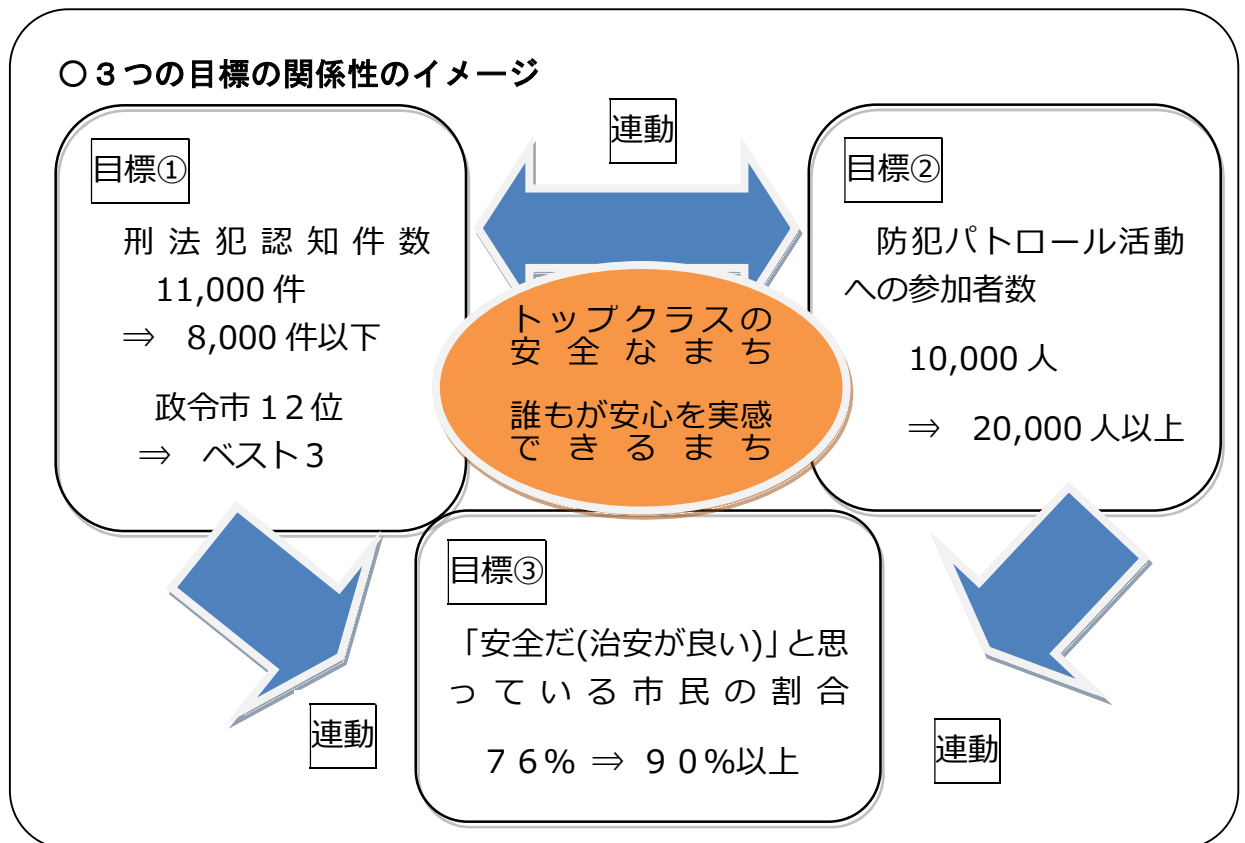
市民等が行う安全・安心まちづくりに関する取り組みや情報発信、若者や事業者などの安全・安心に関する活動への参加促進等を通じて、目標年次までに、「**安全だと思う**」人の割合を**90%以上**とし、「誰もが安心を実感できるまち」を目指す。

3 3つの目標の関係性について

刑法犯認知件数を低下させるには、発生件数の多い罪種に対する適切な対策や、安全・安心に配慮した環境整備（ハード）とともに、より多くの市民が安全・安心に関する意識を高め、防犯パトロール活動に参加するなど、「見守りの目」を増やしていくこと（ソフト）が必要である。

そして、多くの市民が防犯パトロール活動に参加するなど、互いに支え合い、思いやる良好な地域社会が形成され、政令市でもトップクラスの少ない犯罪発生件数という実績を通じて、市民の体感治安の向上につなげようとするものである。

したがって、3つの目標の関係性は、次のイメージ図のとおり、目標は相互に連動しながら「目指す姿」を実現するものである。



4 目標年次

平成31年（2019年）

5 施策の方向性

この目標を実現するため、条例の基本理念に掲げる4つの方向性に沿って、今後展開していく施策を推進する。

また、同基本理念に掲げる特に配慮すべき対象者について、それぞれの特性に合わせた施策を推進する。

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

- 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

- 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面）
- 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

- 青少年等の非行等からの立直り支援
- 安全・安心に関する相談・支援体制

方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

- 安全・安心に関する情報の提供
- 安全・安心なまち北九州市の情報発信

特に配慮すべき対象への安全対策

- 子どもの安全対策
- 女性の安全対策
- 高齢者の安全対策
- 障害者の安全対策

第4章 行動計画

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

1 基本的な考え方

安全・安心の確保は、一人ひとりが当事者意識を持ち、そして、市はその市民意識の高揚を図り、安全・安心に関する行動の促進、市民運動の盛り上がりなどに取り組むことが重要である。

このため、市民等が正しい知識や情報を自主的に習得し、予防策や対応策について学ぶとともに、自ら市民運動への参加や市・警察等への通報・情報提供に積極的に取り組めるよう、市は、広報や啓発、情報提供、助言等の支援を行う。

2 取り組みの方針と主要施策

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

【主な施策】

【凡例】 ●…重点的に取り組む施策
○…継続して取り組む施策

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

●安全・安心に関する意識の高揚

広報や啓発、セミナー、情報提供等により、防犯、防災及び防火その他の安全・安心に関する意識の高揚および知識の向上を図る。

●安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成

これまであまり地域活動に参加していなかった事業者や大学生等に対し、支援や働きかけを行うことにより、活動の新たな担い手を育てる。

○交通安全の推進

交通安全運動など広報啓発活動や講習会等により、高齢者の交通事故の防止、飲酒運転の撲滅、自転車の安全利用その他の交通安全を推進する。

○暴力団の排除の推進

市民等の暴力団排除に関する意識の高揚を図るとともに、自主的な取り組みを支援するなどして、暴力団の排除を推進する。

○迷惑行為の防止の推進

教育・啓発を行い、意識の高揚を図るとともに、市民等が行う取り組みを支援するなどして、迷惑行為の防止を推進する。

○消費生活等に関する安全・安心の推進

知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るとともに、情報提供、助言その他の支援を行うなどして、消費生活・二セ電話詐欺^(※)等に関する安全・安心を推進する。

※「二セ電話詐欺」…身内、会社員、警察官などいろいろな立場になりすました二セ者（犯人）が、電話を悪用して行う詐欺。

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

1 基本的な考え方

「安全・安心な環境の構築」は、安全・安心を支える良好な地域社会の形成（ソフト面）と、安全・安心に配慮した環境整備（ハード面）を両輪に行うことが効果的である。

地域住民のきずなや助け合いなど、安全・安心を支える良好な地域社会をつくるため、市は、安全・安心に関する活動への参加者の拡大に係る取り組みを支援するなどして、地域における防犯、青少年の非行防止その他の安全・安心に関する活動を促進する。

また、安全・安心に配慮した公共施設の整備及び管理を行うことはもとより、市民等にも安全・安心に配慮した環境の整備の浸透を図るため、広報、啓発等を積極的に行う。

2 取り組みの方針と主要施策

- (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面）
- (2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

【主な施策】

(1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面）

●地域活動の推進

安全・安心に関する地域活動の効果を上げるための知識（犯罪機会論[※]、割れ窓理論、ホットスポットパトロール[※]等）や情報の提供、教室や講座の開催、パトロール活動等に対する地域の実情や要望を踏まえながら、地域における安全・安心に関する活動の促進を図る。

※「犯罪機会論」…犯罪の発生要因は発生した環境（場所）にあるとし、犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止するという考え方。

※「ホットスポットパトロール」…犯罪の起きやすい場所を重点的にパトロールする、「犯罪機会論」を応用した防犯手法。犯罪者にプレッシャーを与え、犯行をあきらめさせることから、犯罪抑止に大きな効果があるパトロールとして世界的に注目されている。

○地域の防災力の強化

市民の防災・防火意識の高揚を図り、地域防災の新たな担い手の育成を推進するとともに、自助・共助による避難支援の仕組みづくりや避難所における福祉的配慮等により、地域防災力の強化を図る。

○子どもの見守り活動の推進

保護者や地域の方をスクールヘルパーとして学校に配置し、通学路における安全対策を行うことなどにより、子どもの見守り活動を推進する。

○青少年の非行等を生まない環境の構築

道徳教育などによる規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用の防止、いじめの防止等のための対策により、青少年の健全育成を推進する。

(2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

●安全・安心に配慮した環境の構築

道路や公園、学校などの公共施設において、犯罪や事故、災害等を起こりにくくするような視点やバリアフリーの視点等による整備・管理を進めるとともに、市民等にも、防犯カメラなど安全・安心に配慮した環境整備の浸透を図る。

●通学路等の安全確保

「文」マークの表示や防犯灯、歩道の整備、交差点改良等により、通学路の安全対策を推進する。

●空き家及び空き地の適正管理

倒壊や部材の落下のおそれがあるなど、危険な空き家等の除却を促進するため、家屋の除却に要する費用の一部を補助すること等により、市民の安全で安心な居住環境の形成を図る。

○風水害対策の推進

浸水被害を抑制する河川改修及び下水道整備を推進するとともに、激しい降雨により冠水が心配されるアンダーパス^(※)の安全対策を進めることにより、風水害対策を推進する。

※「アンダーパス」…鉄道や道路との交差部を立体交差するため、掘り下げ、くぐり抜ける方式とした道路。

○公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

大規模な地震等に備え、災害時に地域住民の避難所となる学校施設等公共施設の耐震化を推進するとともに、災害時に緊急物資等を輸送するための耐震岸壁や道路、橋梁等の耐震化及び長寿命化、上下水道の耐震化を進める。

方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制の充実

1 基本的な考え方

安全・安心を実感するには、リスク回避（未然防止）に加え、リカバリー（復旧）として、相談窓口の充実や発生後の支援体制が整備されていることが重要である。

市は、関係機関と連携し、青少年等の非行等に関する相談並びに立直りのための修学支援及び就労支援の充実を図る。

また、市民等の安全・安心を脅かす事態の発生を防ぐとともに、事態が発生した場合に備え、その対応を図るための体制、犯罪等による被害を受けた方等への支援体制、相談体制を整備する。

さらに、相談者が分かりやすく利用しやすい窓口をつくり、十分な周知を図るとともに、市民等が安全・安心に関する通報や情報提供を行いやすい仕組みをつくる。

2 取り組みの方針と主要施策

- (1) 青少年等の非行等からの立直り支援
- (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

【主な施策】

(1) 青少年等の非行等からの立直り支援

○非行等からの立直り支援の推進

関係機関と連携した非行相談や学校における問題行動への対応、非行歴を有する青少年無職者の就労支援などにより、青少年の非行等からの立直り支援を推進する。

(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

●安全・安心相談窓口の充実

快適な生活環境の確保や交通事故、民事介入暴力被害、消費者トラブル、児童虐待等、安全・安心に関する相談窓口の充実を図ることにより、解決支援を推進する。

○犯罪被害者等の支援体制の充実

国、県内の関係部署や団体との情報交換や連携強化を行うことにより、本市における犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。

●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

消防体制や救急医療体制、健康危機管理体制、災害発生時の防災体制等を強化することにより、被害の予防・拡大防止対策を図る。

方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

1 基本的な考え方

安全で安心な都市のイメージづくりには、安全・安心に関する情報や取り組みが、市内外に十分に周知されることが必要である。併せて、本市の様々な魅力を発信することが有効である。

このため、市民等の意識の高揚や主体的な行動、安全・安心に関する活動の活発化を図るため、市は、安全・安心に関する情報の提供を行う仕組みをつくる。

また、市民等が行う安全・安心なまちづくりに関する取り組み等について情報発信を行うことにより、市民意識が高まり、地域の活動を活発化させ、またその取り組み等が市内外に発信されることで、本市のイメージ向上につなげていく。

2 取り組みの方針と主要施策

- (1) 安全・安心に関する情報の提供
- (2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

【主な施策】

(1) 安全・安心に関する情報の提供

○安全・安心に関する情報の提供

ホームページや、避難地案内板の更新、全庁GIS^(※)及び地域情報ポータルサイトG-mottyの活用、外国人市民向けの防災啓発などにより、市民に情報提供を行う仕組みづくりを推進する。

※「GIS」…地理情報システム(Geographic Information System)の略称で、文字や数字、画像などを地図と結びつけ、様々な情報をわかりやすく表現することを可能とするコンピュータシステムであり、行政や民間の現場で幅広く利用されている。

(2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

●都市のイメージアップに資する情報の発信

映画、テレビドラマ、CMなどのロケを誘致するとともに、新聞・雑誌・テレビ・インターネット等のマスメディアを通じて本市をPRすることにより、都市イメージの向上、地域経済の活性化を図る。

○「北九州市安全・安心条例」の普及・啓発活動の推進

条例の制定趣旨・目的等について理解を深めるための普及・啓発活動を推進することにより、市・市民・事業者・地域団体等が本市の新たな「安全・安心まちづくり」を共に考え、一丸となって取り組むことを目指す。

特に配慮すべき対象への安全対策（すべて再掲）

子ども、女性、高齢者及び障害者は、「犯罪における弱者」と言われ、それぞれを対象とした犯罪等の特性に配慮した取り組みが必要である。

1 子どもの安全対策

インターネットを媒介とした犯罪、連れ去り事件、いじめや虐待の増加、登下校の児童の列に車が衝突する重大事故が多発するなど、子どもを取り巻く安全・安心環境は依然厳しいものがある。本市の将来を担う子どもたちが、安全・安心で健やかに育っていくため、総合的な取り組みが重要である。

【主な施策】

○子どもの見守り活動の推進

保護者や地域の方をスクールヘルパーとして学校に配置し、通学路における安全対策を行うことなどにより、子どもの見守り活動を推進する。

○青少年の非行等を生まない環境の構築

道徳教育などによる規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用の防止、いじめの防止等のための対策により、青少年の健全育成を推進する。

●通学路等の安全確保

「文」マークの表示や防犯灯、歩道の整備、交差点改良等により、通学路の安全対策を推進する。

○非行等からの立直り支援の推進

関係機関と連携した非行相談や学校における問題行動への対応、非行歴を有する青少年無職者の就労支援などにより、青少年の非行等からの立直り支援を推進する。

2 女性の安全対策

ストーカー事件やDV^(※)、性犯罪、ひったくりなど、女性が被害者となる犯罪が多発している。女性が事件事故に巻き込まれることなく、安全で安心して暮らせるよう、被害防止に向けての取り組み強化及び被害を受けた方等への支援体制・相談体制の整備が重要である。

※「DV」…「ドメスティック・バイオレンス」の略で、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、または関係のあった者からの暴力」という意味で使用される。

【主な施策】

●安全・安心に関する意識の高揚

広報や啓発、セミナー、情報提供等により、防犯、防災及び防火その他の安全・安心に関する意識の高揚および知識の向上を図る。

○犯罪被害者等の支援体制の充実

国、県内の関係部署や団体との情報交換や連携強化を行うことにより、本市における犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。

3 高齢者の安全対策

高齢者が、交通事故や消費者トラブル等の被害者となるケースが増加している。本市の高齢化率は、政令指定都市の中で最も高いこともあって、高齢者の事件・事故等の防止に向けて、さらに取り組みの強化が重要である。

【主な施策】

○交通安全の推進

交通安全運動など広報啓発活動や講習会等により、高齢者の交通事故の防止その他の交通安全を推進する。

○消費生活等に関する安全・安心の推進

知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るとともに、情報提供、助言その他の支援を行うなどして、消費生活・二重電話詐欺等に関する安全・安心を推進する。

○地域の防災力の強化

市民の防災・防火意識の高揚を図るとともに、自助・共助による避難支援の仕組みづくりや避難所における福祉的配慮等により、地域防災力の強化を図る。

4 障害者の安全対策

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災対策の推進やバリアフリー化の推進など、障害者に配慮した施策の推進が重要である。

【主な施策】

○地域の防災力の強化

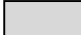
市民の防災・防火意識の高揚を図るとともに、自助・共助による避難支援の仕組みづくりや避難所における福祉的配慮等により、地域防災力の強化を図る。

○安全・安心に配慮した環境の構築

道路や公園、学校などの公共施設において、犯罪や事故、災害等を起こりにくくするような視点やバリアフリーの視点等による整備・管理を進めるとともに、市民等にも、防犯カメラなど安全・安心に配慮した環境整備の浸透を図る。

【主な事業】

【凡例】

 …特に重点的に取り組む事業

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等【35事業】

①安全・安心に関する意識の高揚

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 防災訓練の実施 危機管理室危機管理課 | 市民の防災意識の高揚を図るため、住民参加型の災害図上訓練や防災訓練、長期避難所生活を見据えた避難所体験・運営訓練等を実施する。 |
| 2 | 安全・安心条例行動計画推進事業 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 行動計画の目標となる本市の刑法犯認知件数の減少のため、特に件数の多い罪種である自転車盗等に焦点を当て、警察、関係団体等と連携し、市民等の防犯意識の向上に取り組む。 |
| 3 | 子どもや女性の犯罪被害防止対策 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 子どもや女性の犯罪被害を防止するため、子どもを見守る家族の防犯知識を高めるための親と子どもの安全セミナー等を実施するとともに、働く女性や女子大生等を「女性の安全ナビゲーター」に任命し、防犯知識を学び、女性目線で犯罪被害防止についての情報を発信する。 |
| 4 | 北九州市安全・安心ウィーク 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 安全・安心に関して活動する様々な団体が情報交換や交流を行い、「安全・安心活動の輪」を広げ、意識の高揚を図ることを目的に「安全・安心まちづくり市民大会」を開催する。 |
| 5 | 男女共同参画基本計画推進事業(配偶者等からの暴力対策事業) 子ども家庭局男女共同参画推進課 | 配偶者等からの暴力予防啓発に取り組むため、「北九州市DV対策関係機関連絡会議」の開催など、情報交換や研修会を行い、関係機関の連携強化を図るほか、若年層向けのデートDV予防事業など広く広報・啓発活動を行う。 |
| 6 | 住宅防火対策の推進 消防局予防課 | 地域防災ネットワークにより、福祉関係者・地域住民等からのあらゆる情報を活用し、高齢者・障害者等への訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図るとともに、火災及び焼死事故等の防止に努める。 |
| 7 | 応急手当の普及啓発活動の推進 消防局救急課 | 市民の救命効果の向上を図るため、AED(※)(自動体外式除細動器)を含めた応急手当の普及啓発活動を積極的に推進する。 |

※「AED」…命にかかわる重症の不整脈である心室細動が発生した際に、電気ショックを患者に与え、心室細動を正常に戻す装置。

②安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 事業者の新たな防犯活動の 推進 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 事業者の自主防犯活動の活発化を図るためのリーフレットを作成し、事業所訪問等を通じて、事業者の防犯パトロール活動の参加を推進する。 |
| 2 | 学生安全・安心ボランティア 活動の推進 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 市内で活動する学生ボランティアが一堂に会する連絡会議を開催するとともに、市内外の学生ボランティアが交流を深める「(仮称)学生安全・安心ボランティアサミット」を開催する。 |
| 3 | 市民一斉夜間の安全・安心 パトロール事業 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 市内一円で同日・同時刻に一斉に安全・安心のためのパトロール活動を実施するとともに、将来的に一斉パトロール参加者数のギネス世界記録への挑戦を視野に入れた取組を推進する。 |

③交通安全の推進

| | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 交通安全推進事業 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | 生涯にわたる交通安全教育及び効果的な広報啓発活動により、市民に広く交通安全思想を普及し、交通事故防止を図る。 |
| 2 | 自転車安全運転向上事業 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | 自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るため、中学生を対象とした自転車交通ルール検定の実施など、自転車のルール・マナーの啓発強化や保険の加入促進に取り組む。 |

④暴力団の排除の推進

| | | |
|---|---------------------------------|--|
| 1 | 暴力追放の推進 市民文化スポーツ局安全・安心相談センター | 市の事業からの暴力団排除をはじめ、暴力追放大会の実施や市民等への支援など、警察等との連携を深め、官民一体となった暴追活動を強化する。 |
|---|---------------------------------|--|

⑤迷惑行為の防止の推進

| | | |
|---|---|---|
| 1 | モラル・マナーアップ関連条例 推進事業 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | モラル・マナーアップ関連条例の周知・啓発や重点地区における巡視活動などに取り組み市民のモラル・マナーアップを図る。 |
|---|---|---|

⑥消費生活等に関する安全・安心の推進

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 消費者啓発の推進 市民文化スポーツ局消費生活センター | 悪質化・巧妙化する消費者被害や二重電話詐欺等を未然に防止するため、消費者自身が危機回避や被害にあった場合の適切な対処法を身につけるための啓発事業等を実施する。 |
|---|-------------------------------|---|

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

(1) 地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)【19事業】

①地域活動の推進

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 地域防犯対策事業 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自主防犯活動への支援等を行い、「安全・安心なまち北九州市」の実現を図る。 |
| 2 | 市民一斉夜間の安全・安心パトロール事業(再掲) 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 市内一円で同日・同時刻に一斉に安全・安心のためのパトロール活動を実施するとともに、将来的に一斉パトロール参加者数のギネス世界記録への挑戦を視野に入れた取り組みを推進する。 |

②地域の防災力の強化

| | | |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | みんな de Bousai まちづくり推進事業 危機管理室危機管理課 | 災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指して、モデル事業を実施するとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組む。 |
| 2 | 避難行動要支援者避難支援事業 危機管理室危機管理課 | 自力又は家族等で避難することが困難な高齢者・障害者の名簿を作成し、地域へ情報を提供することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。 |
| 3 | 自主防災活動の推進 消防局警防課 | 「市民防災会」の育成指導や活動助成を進め、地域ぐるみで開催される消防訓練等を通じて、市民の主体的な自助・共助意識の醸成を図り、災害のない安全・安心なまちづくりを推進する。 |

③子どもの見守り活動の推進

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 地域防犯対策事業(再掲) 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | 市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自主防犯活動への支援等を行い、「安全・安心なまち北九州市」の実現を図る。 |
| 2 | スクールヘルパーの配置 教育委員会生涯学習課 | 保護者や地域の方をスクールヘルパーとして学校に配置し、通学路における安全対策や学校図書館の運営、授業づくりの支援など、様々な学校の教育活動を支援する。 |

④青少年の非行等を生まない環境の構築

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 | 青少年の非行を生まない地域の実現を目指し、「非行防止対策」「非行からの立ち直り支援」「危険ドラッグを含む薬物乱用の防止と啓発」「地域団体・関係機関との連携強化」の4つの柱をたて、就労支援の取り組みを強化するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。 |
| | 子ども家庭局青少年課・子ども総合センター、市民文化スポーツ局安全・安心推進課、保健福祉局保健医療課・医務薬務課、教育委員会指導第二課 など | |

(2) 安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)【86事業】

①安全・安心に配慮した環境の構築

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 安全・安心を高める防犯環境整備事業 | 道路や公園など公共施設の整備に、犯罪が起こりにくい環境づくりのための考え方を取り入れ、新たに防犯の視点を加えた点検及びワークショップを行い、道路や公園のモデル事業等を実施する。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | |
| 2 | 防犯灯関連事業 | 夜間における犯罪の発生防止や通行の安全を図るため、防犯灯の整備を行うとともに、防犯灯のLED化を促進する。また、地域が設置する防犯灯の設置費を一部補助する。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | |
| 3 | 防犯カメラの普及促進に向けた取り組みの推進 | 条例に基づき、犯罪の起こりにくい安全・安心な環境を構築するため、市民等への防犯カメラの普及促進に向けた取り組みを推進する。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | |
| 4 | バリアフリー等のまちづくり | 高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に暮らせる生活空間づくりをめざすために、歩道や公園などのバリアフリー化等を推進する。 |
| | 建設局道路計画課、みどり・公園整備課 | |
| 5 | 子どもの安全・成長に配慮した公園づくり事業 | 子どもが健やかに成長し、犯罪等に巻き込まれない安全・安心な公園となるよう、公園整備にあわせて、安全性に配慮した遊具のリニューアルや配置の見直し、死角を生むような樹木等の剪定・撤去など、地域の実情に応じた取り組みを行う。 |
| | 建設局緑政課 | |
| 6 | 道路照明のLED化 | 夜間における交通事故の防止や通行の安全を図るため、道路照明の整備を行うとともに、LED化を促進する。 |
| | 建設局道路維持課 | |

②通学路等の安全確保

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 通学路における夜間の安全対策強化 ----- 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | 犯罪等の防止や子どもをはじめとして市民が、より安全で安心して通行できるよう通学路の防犯灯の充実に向けた取り組みを推進する。 |
| 2 | 通学路の安全対策の推進 ----- 建設局道路計画課 | 児童が安全に通学できる環境を整えるため、教育委員会や学校関係者、警察と一体となって、更なる通学路の安全対策を推進する。 |

③空き家及び空き地の適正管理

| | | |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 老朽空き家等対策の推進 ----- 建築都市局空き家対策推進室 | 空き家等に関する対策を総合的、計画的に実施するため「空き家等対策計画」の策定等を行う。また、市民の安全・安心な居住環境の形成を図るため、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な空き家等の除却に要する費用の一部を補助する。 |
|---|---------------------------------------|--|

④風水害対策の推進

| | | |
|---|------------------------------------|--|
| 1 | アンダーパスの事故防止対策 ----- 建設局道路維持課 | 局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）を踏まえ、激しい降雨により冠水が心配されるアンダーパスで対策を実施し、安全・安心なまちづくりを着実に推進する。 |
| 2 | 河川改修事業の推進 ----- 建設局河川整備課 | 浸水被害を抑制するため、治水事業の根幹となる河川改修を推進する。 |
| 3 | 浸水対策事業の推進 ----- 上下水道局下水道計画課 | 浸水のない安全・安心なまちづくりを目指し、計画的な下水道整備を着実に推進する。 |

⑤公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 水産物供給基盤整備事業 ----- 産業経済局水産課 | 水産業の健全な発展及び水産物供給の安定化を図るため、漁港施設を計画的に整備する。また、震災や近年の異常気象による漁港施設の被害を教訓として、漁村地域の防災機能を強化する。 |
| 2 | 橋梁・トンネルの長寿命化への計画的な取り組み ----- 建設局道路維持課 | 定期的な点検の結果を基に、橋梁やトンネルの状態に応じた計画的な補修工事を行うとともに、地震時に重要な役割を果たす緊急輸送道路を構成する橋梁の耐震補強などを実施する。 |
| 3 | 民間建築物耐震改修費等補助事業 ----- 建築都市局住宅計画課 | 民間建築物の耐震化を促進するため、一定の要件に該当する木造住宅やマンション、多数の市民が利用する特定建築物の耐震化に要する費用の一部を補助する。 |
| 4 | 海岸（高潮）事業 ----- 港湾空港局整備保全課 | 災害に強い都市づくりの一環として、海岸線を波浪や高潮による災害から守り、市民生活等の安全を図るため、海岸保全施設の整備を行う。 |
| 5 | 上下水道の地震等対策推進事業 ----- 上下水道局計画課・配水管理課・浄水課・下水道計画課・施設課 | 自然災害や老朽化による漏水事故を未然に防ぐ対策として、経年劣化した水道施設の更新や耐震化を計画的に実施するとともに、災害等の発生時でも安定した給水体制を確保するため、送水管の整備などによるバックアップ機能の強化にも取り組む。 また、地震時においても下水道の機能を確保するための耐震化を推進する。 |
| 6 | 学校施設耐震補強事業 ----- 教育委員会施設課 | 災害時に地域住民の避難所となる、学校施設に必要な耐震性能を確保するため、施設の耐震化を図る。 |

方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制の充実

(1) 青少年等の非行等からの立直り支援【11事業】

①非行等からの立直り支援の推進

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業（再掲） 子ども家庭局青少年課・子ども総合センター、市民文化スポーツ局安全・安心推進課、保健福祉局保健医療課・医務薬務課、教育委員会指導第二課 など | 青少年の非行を生まない地域の実現を目指し、「非行防止対策」「非行からの立ち直り支援」「危険ドラッグを含む薬物乱用の防止と啓発」「地域団体・関係機関との連携強化」の4つの柱をたて、就労支援の取り組みを強化するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。 |
| 2 | ネットトラブル等の防止 教育委員会指導第二課 | インターネット上のサイト等における不適切な書き込みの把握、サイト等を使った生徒間トラブルの防止、早期解決、対応に関する教職員の技術の向上、児童生徒、保護者等への啓発を図る。 |
| 3 | 非行防止活動の推進 教育委員会指導第二課 | 学校警察連絡協議会による街頭補導や、薬物乱用防止教室、規範意識育成事業等の実施により、児童生徒の健全な育成を図る。 |
| 4 | 不登校対策の充実 教育委員会指導第二課 | 自然や友達とのふれ合いを通して、自主性、自立性の育成を図るとともに、情緒の安定や集団への適応を図るため、「ふれあい合宿」や「不登校児童生徒療育キャンプ」を実施する。また、「北九州市不登校対策推進協議会」を運営し、不登校の解決の方途や、適切な指導について検討・協議する。 |
| 5 | いじめ対策の充実 教育委員会指導第二課 | いじめ撲滅に向けて、各学校における取組内容の充実や個人のスキルアップを図り、児童生徒のいじめ撲滅に対する意識や技能を高めるとともに、本市のいじめ撲滅に対する取組を広く保護者や市民へ周知する。また、法及び本市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策等について調査審議するため、「いじめ問題専門委員会」を運営する。 |
| 6 | スクールソーシャルワーカー(※)の活用 教育委員会指導第二課 | 不登校や虐待など、問題を抱える児童生徒に対して、背景となっている家庭環境へ福祉的手法で支援を行うスクールソーシャルワーカーを増員し、支援体制の充実を図る。 |

※「スクールソーシャルワーカー」…社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携の強化を図る。

(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制【81事業】

①安全・安心相談窓口の充実

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 民事介入暴力相談事業 ----- 市民文化スポーツ局安全・安心相談センター | 専門の相談員による民事介入暴力相談を実施することで、市民生活への暴力団等の介入を排除し、安全・安心なまちづくりを図る。 |
| 2 | 安全・安心総合相談ダイヤル事業 ----- 市民文化スポーツ局安全・安心相談センター | 生活安全に関するあらゆる相談を受け付ける「安全・安心総合相談ダイヤル」を開設し、市民が気軽に相談しやすい体制づくりを行う。 |
| 3 | 子ども・家庭相談コーナー運営事業 ----- 子ども家庭局子育て支援課 | 各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行い、関係機関との連携を行う。 |
| 4 | 児童虐待防止（子どもの人権擁護）推進事業 ----- 子ども家庭局子ども総合センター | 児童虐待の早期発見及び被虐待児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関との連携を図る。また、児童虐待の防止等のために必要な体制を整備するとともに、関係機関等の職員の研修及び広報活動を行う。 |

②犯罪被害者等の支援体制の充実

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 犯罪被害者等支援事業 ----- 市民文化スポーツ局安全・安心相談センター | 国、県内の関係部署や団体との情報交換や連携強化を行い、本市における犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。 |
|---|---|---|

③安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 救急医療体制の維持・確保 保健福祉局保健医療課、夜間・休日急患センター、 第2夜間・休日急患センター | 市民が夜間や休日においても、安心して医療を受けられるよう、夜間や休日における救急医療体制の維持・確保を推進する。 |
| 2 | 認知症高齢者等安全確保事業 保健福祉局認知症対策室 | 認知症による徘徊行動により行方不明となった高齢者等の早期発見・早期保護を図るため、「徘徊高齢者等SOSネットワークシステム」の運営やGPSを活用した位置探索サービスの提供を行うとともに、徘徊模擬訓練の普及を図る。 |
| 3 | 防災拠点の整備 消防局総務課・人事課・警防課 | 防災・災害対応拠点を整備するため、老朽化した消防署所の建て替えなどを推進するとともに、消防団活動の拠点であり地域防災の要となる消防団施設を整備する。 |
| 4 | 緊急通報システム 消防局予防課 | ひとり暮らしの高齢者世帯等に火災センサーなどを接続した緊急通報端末装置を設置することにより、緊急事態を未然に防止し、かつ被害の軽減を図る。 |
| 5 | 救命救急センター及び 小児救急センターの運営 病院局経営課 | 24時間365日体制で、小児患者及び重篤な患者への救急医療の提供を行うとともに、高度化する医療に対応するため、医療機器などの更新を行う。 |

方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

(1) 安全・安心に関する情報の提供【9事業】

①安全・安心に関する情報の提供

| | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | 災害に関する情報の提供 | 災害に関する情報を迅速に収集し、災害情報の自動配信やホームページへの防災情報の掲載などを行う。また、災害発生時に、市民及び来訪者の避難行動を円滑にするため、災害種別を表記した避難地案内板に更新する。 |
| | 危機管理室危機管理課 | |
| 2 | 全庁GIS（統合型GIS）構築運用事業 | 庁内の各所管課が個別に導入しているGIS（地理空間情報システム）を集約し、経費の削減、業務の効率化・高度化、並びに市民サービスの向上などを図る。さらには、警察との連携により、犯罪情報を発信することで市民の安全・安心に関する意識の向上を図る。 |
| | 総務企画局情報政策課 | |
| 3 | 多文化共生環境整備事業 | 災害時などの緊急時に外国人市民に正確な情報を迅速に伝えるため、防災ハンドブック、防災啓発動画などの充実を図る。 |
| | 総務企画局国際政策課 | |

(2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信【6事業】

①都市のイメージアップに資する情報の発信

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 都市イメージの向上 | 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等の各種マスメディアへの情報発信を戦略的に行うとともに、映画・テレビドラマなどのロケ誘致や撮影支援を通じて、本市の知名度と都市イメージの向上を図る。 |
| | 広報室報道課、 市民文化スポーツ局文化企画課 | |
| 2 | 学生安全・安心ボランティア活動の推進（再掲） | 市内外の学生ボランティアが集い、情報を交換し、交流を深める「(仮称)学生安全・安心ボランティアサミット」を開催することにより、本市のイメージアップ、にぎわいづくりに資する。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | |

②「北九州市安全・安心条例」の普及・啓発活動の推進

| | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 北九州市安全・安心条例普及・啓発事業 | 条例制定の趣旨・目的等について理解を深めるための普及・啓発活動を推進するとともに、安全・安心に関する取り組みの成果を積極的に発信する。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | |

特に配慮すべき対象への安全対策（すべて再掲）

1 子どもの安全対策 【26事業】

①子どもの見守り活動の推進

| | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 地域防犯対策事業 | 市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自主防犯活動への支援等を行い、「安全・安心なまち北九州市」の実現を図る。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | |
| 2 | スクールヘルパーの配置 | 保護者や地域の方をスクールヘルパーとして学校に配置し、通学路における安全対策や学校図書館の運営、授業づくりの支援など、様々な学校の教育活動を支援する。 |
| | 教育委員会生涯学習課 | |

②青少年の非行等を生まない環境の構築

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 | 青少年の非行を生まない地域の実現を目指し、「非行防止対策」「非行からの立ち直り支援」「危険ドラッグを含む薬物乱用の防止と啓発」「地域団体・関係機関との連携強化」の4つの柱をたて、就労支援の取り組みを強化するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。 |
| | 子ども家庭局青少年課・子ども総合センター、市民文化スポーツ局安全・安心推進課、保健福祉局保健医療課・医務業務課、教育委員会指導第二課 など | |

③通学路等の安全確保

| | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 通学路における夜間の安全対策強化 | 犯罪等の防止や子どもをはじめとして市民が、より安全で安心して通行できるよう通学路の防犯灯の充実に向けた取り組みを推進する。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | |
| 2 | 通学路の安全対策の推進 | 児童が安全に通学できる環境を整えるため、教育委員会や学校関係者、警察と一体となって、更なる通学路の安全対策を推進する。 |
| | 建設局道路計画課 | |

④非行等からの立直り支援の推進

| | | |
|---|------------------|---|
| 1 | スクールソーシャルワーカーの活用 | 不登校や虐待など、問題を抱える児童生徒に対して、背景となっている家庭環境へ福祉的手法で支援を行うスクールソーシャルワーカーを増員し、支援体制の充実を図る。 |
| | 教育委員会指導第二課 | |

2 女性の安全対策 【6事業】

①安全・安心に関する意識の高揚

| | | |
|---|-------------------------------|--|
| 1 | 子どもや女性の犯罪被害防止対策 | 子どもや女性の犯罪被害を防止するため、子どもを見守る家族の防犯知識を高めるための親と子どもの安全セミナー等を実施するとともに、働く女性や女子大生等を「女性の安全ナビゲーター」に任命し、防犯知識を学び、女性目線で犯罪被害防止についての情報を発信する。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 | |
| 2 | 男女共同参画基本計画推進事業（配偶者等からの暴力対策事業） | 配偶者等からの暴力予防啓発に取り組むため、「北九州市DV対策関係機関連絡会議」の開催など、情報交換や研修会を行い、関係機関の連携強化を図るほか、若年層向けのデートDV予防事業など広く広報・啓発活動を行う。 |
| | 子ども家庭局男女共同参画推進課 | |

②犯罪被害者等の支援体制の充実

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 犯罪被害者等支援事業 | 国、県内の関係部署や団体との情報交換や連携強化を行い、本市における犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心相談センター | |
| 2 | 子ども・家庭相談コーナー運営事業 | 各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行い、関係機関との連携を行う。 |
| | 子ども家庭局子育て支援課 | |

3 高齢者の安全対策 【24事業】

①交通安全の推進

| | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | 交通安全推進事業 | 生涯にわたる交通安全教育及び効果的な広報啓発活動により、市民に広く交通安全思想を普及し、交通事故防止を図る。 |
| | 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 | |

②消費生活等に関する安全・安心の推進

| | | |
|---|-------------------|--|
| 1 | 消費者啓発の推進 | 悪質化・巧妙化する消費者被害や二重電話詐欺を未然に防止するため、消費者自身が危機回避や被害にあった場合の適切な対処法を身につけるための啓発事業等を実施する。 |
| | 市民文化スポーツ局消費生活センター | |

③地域の防災力の強化

| | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 避難行動要支援者避難支援事業 | 自力又は家族等で避難することが困難な高齢者・障害者の名簿を作成し、地域へ情報を提供することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。 |
| | 危機管理室危機管理課 | |
| 2 | 住宅防火対策の推進 | 地域防災ネットワークにより、福祉関係者・地域住民等からのあらゆる情報を活用し、高齢者・障害者等への訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図るとともに、火災及び焼死事故等の防止に努める。 |
| | 消防局予防課 | |
| 3 | 緊急通報システム | ひとり暮らしの高齢者世帯等に火災センサーなどを接続した緊急通報端末装置を設置することにより、緊急事態を未然に防止し、かつ被害の軽減を図る。 |
| | 消防局予防課 | |

4 障害者の安全対策 【14事業】

①地域の防災力の強化

| | | |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 避難行動要支援者避難支援事業 ----- 危機管理室危機管理課 | 自力又は家族等で避難することが困難な高齢者・障害者の名簿を作成し、地域へ情報を提供することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。 |
| 2 | 住宅防火対策の推進 ----- 消防局予防課 | 地域防災ネットワークにより、福祉関係者・地域住民等からのあらゆる情報を活用し、高齢者・障害者等への訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図るとともに、火災及び焼死事故等の防止に努める。 |
| 3 | 緊急通報システム ----- 消防局予防課 | ひとり暮らしの高齢者世帯等に火災センサーなどを接続した緊急通報端末装置を設置することにより、緊急事態を未然に防止し、かつ被害の軽減を図る。 |

②安全・安心に配慮した環境の構築

| | | |
|---|--|--|
| 1 | バリアフリー等のまちづくり ----- 建設局道路計画課、みどり・公園整備課 | 高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に暮らせる生活空間づくりをめざすために、歩道や公園などのバリアフリー化等を推進する。 |
|---|--|--|

【凡例】 ●…重点的に取り組む施策・事業
○…継続して取り組む施策・事業

安全・安心条例行動計画体系図

平成31年までの目標

(1) 日本トップクラスの安全なまち

- ◆ 刑法犯認知件数を8千件以下・政令市ベスト3にする。
- ◆ 防犯パトロール活動への参加者（市民、事業者、大学生などの参加）を2万人以上にする。

(2) 誰もが安心を実感できるまち

- ◆ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合を90%以上にする。

| 条例の目的 | 方向性・取り組みの方針 | 主な施策 | 主な事業 |
|--|---|---|---|
| 「安全・安心を実感することができ、 安全・安心なまちづくり」を次の世代に継承する。 安全・安心なまちづくりを次世代に継承する。 | 特に配慮する対象 | 子どもの安全対策 ○子どもの見守り活動の推進 ○青少年の非行等を生まない環境の構築 ● <u>通学路等の安全確保</u> ○非行等からの立直り支援 | ○スクールヘルパーの配置 ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 ● <u>通学路における夜間の安全対策強化</u> ○スクールソーシャルワーカーの活用 など |
| | | 女性の安全対策 ○犯罪被害者等の支援体制の充実 ○交通安全の推進 ○消費生活等に関する安全・安心の推進 | ● <u>子どもや女性の犯罪被害防止対策</u> ○犯罪被害者等支援事業 など |
| | | 高齢者の安全対策 ○交通安全の推進 ○消費生活等に関する安全・安心の推進 ○地域の防災力の強化（避難支援の仕組みづくり） | ○交通安全推進事業 ○消費者啓発の推進 ○緊急通報システム など |
| | | 障害者の安全対策 ○安全・安心に配慮した環境の構築（バリアフリー） ○地域の防災力の強化（避難支援の仕組みづくり） | ○バリアフリー等のまちづくり ○避難行動要支援者避難支援事業 など |
| | 1 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進 (1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等 【35事業】 | ● <u>安全・安心に関する意識の高揚</u> ● <u>安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成</u> ○交通安全の推進 ○暴力団の排除の推進 ○迷惑行為の防止の推進 ○消費生活等に関する安全・安心の推進 | ● <u>安全・安心行動計画推進事業</u> ● <u>子どもや女性の犯罪被害防止対策</u> ● <u>北九州市安全・安心ウィーク</u> ● <u>事業者の新たな防犯活動の推進</u> ● <u>学生安全・安心ボランティア活動の推進</u> ○交通安全推進事業 ○自転車安全運転向上事業 ○暴力追放の推進 ○モラル・マナーアップ関連条例推進事業 ○消費者啓発の推進 など |
| | 2 安全・安心な環境の構築 (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面） 【19事業】 (2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面） 【86事業】 | ● <u>地域活動の推進</u> ○地域の防災力の強化 ○子どもの見守り活動の推進 ○青少年の非行等を生まない環境の構築 ● <u>安全・安心に配慮した環境の構築</u> ● <u>通学路等の安全確保</u> ● <u>空き家及び空き地の適正管理</u> ○風水害対策の推進 ○公共施設等の耐震化・長寿命化の推進 ○非行等からの立直り支援の推進 | ● <u>市民一斉夜間の安全・安心パトロール事業</u> ○みんな de Bousai まちづくり推進事業 ○スクールヘルパーの配置 ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 など ● <u>防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進</u> ○道路照明のLED化 ● <u>通学路における夜間の安全対策強化</u> ● <u>通学路の安全対策の推進</u> ● <u>老朽空き家等対策の推進</u> ○アンダーパスの事故防止対策 ○河川改修事業の推進 ○上下水道の地震等対策推進事業 など ○不登校対策の充実 ○いじめ対策の充実 ○非行防止活動の推進 など |
| | 3 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実 (1) 青少年等の非行等からの立直り支援 【11事業】 (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制 【81事業】 | ● <u>安全・安心相談窓口の充実</u> ○犯罪被害者等の支援体制の充実 ● <u>安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実</u> | ● <u>安全・安心総合相談ダイヤル事業</u> ○犯罪被害者等支援事業 ● <u>防災拠点の整備</u> ○救急医療体制の維持・確保 など |
| | 4 安全・安心な都市イメージの発信 (1) 安全・安心に関する情報の提供 【9事業】 (2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信 【6事業】 | ○安全・安心に関する情報の提供 ● <u>都市のイメージアップに資する情報の発信</u> ○「北九州市安全・安心条例」の普及・啓発活動の推進 | ○災害に関する情報の提供 ○全庁GIS（統合型GIS）構築運用事業 など ● <u>都市イメージの向上</u> ○北九州市安全・安心条例普及啓発事業 など |

参考資料

- 1 北九州市安全・安心条例（条文）
- 2 北九州市安全・安心推進会議委員名簿

北九州市安全・安心条例（平成26年北九州市条例第33号）

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進
（第9条—第14条）

第3章 安全・安心な環境の構築（第15条—第20条）

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実
（第21条・第22条）

第5章 安全・安心な都市イメージの発信（第23条・第24条）

第6章 推進体制等（第25条—第28条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、災害、交通事故その他これらに類する様々な事態から市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）に関する基本理念を定め、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者（学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）（以下「市民等」という。）の責務を明らかにすることにより、市及び市民等が安全・安心なまちづくりの基本となる方向性を共有し、一体となってこれに取り組む社会の形成を図り、もって市民等及び本市を訪れる人が、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心なまちづくりは、市民が互いに支え合い、思いやる良好な地域社会の中で、防犯、防災、青少年の非行防止、暴力団の排除等に取り組むとともに、これらの取組が次の世代に引き継がれるよう、安全・安心なまちづくりの新たな担い手を育むことにより推進されなければならない。

2 安全・安心なまちづくりは、子ども、女性、高齢者及び障害者に配慮するとともに、安全・安心を脅かす事態の未然防止及びこれに対応するための体制の整備を図ることを旨とし、次に掲げる事項を基本として取り組むものとする。

- （1） 市民等は、安全・安心に関する意識を自ら高め、行動すること。
- （2） 市及び市民等は、相互に連携を深め、安全・安心に関する環境の改善及び地域社会における防犯、青少年の非行防止その他の安全・安心に関する活動を協力して推進すること。
- （3） 市は、警察その他の関係機関と相互に連携を深め、安全・安心に関する

相談体制、安全・安心に関する市民等の取組に対する支援体制等の充実を図ること。

(4) 市及び市民等は、本市のイメージ向上のため、相互に、また、市内外に向けて、本市の安全・安心に関する情報の発信を行うこと。

(関係法令等)

第3条 安全・安心なまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を尊重した上で、その個別の取組については、安全・安心なまちづくりに関係する法令（条例を含む。）、計画等の定めるところにより実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として住民のきずなを深めるため、自治会その他の地域団体へ加入するなどして、安全・安心に関する活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

第5条 地域団体は、連携して安全・安心に関する活動に取り組むとともに、安全・安心に関する情報の共有化を図るなどして、安全・安心なまちづくりに努めるものとする。

2 地域団体は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として、安全・安心に関する活動への参加に努めるものとする。

2 事業者は、従業員の安全・安心に関する知識を深めるとともに、従業員の主体的な行動及び安全・安心に関する活動への積極的な参加を促進するよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、家庭、地域団体、市その他関係機関と積極的に連携を図

り、安全・安心に関する教育及び啓発並びに教育環境の整備を行うなどして、安全・安心なまちづくりを推進するものとする。

(市の責務)

第8条 市は、市民等の安全・安心なまちづくりのための取組が円滑に推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等及び警察その他の関係機関と相互に連携を図り、安全・安心なまちづくりのための施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための体制を整備するものとする。

3 市は、前2項に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

(安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等)

第9条 市民等は、自らが犯罪、災害等の被害に遭わないよう、また自らが犯罪等を行い、又は青少年の非行及び犯罪（以下「非行等」という。）を助長しないよう、必要な知識を習得し、安全・安心に関する市民運動に積極的に参加するとともに、安全・安心を脅かす事態を知った場合は、その通報等に努めるものとする。

2 市は、安全・安心に関する広報、啓発等を積極的に行うことにより、市民等の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、市民等に対する情報提供、助言その他の支援を行うことにより、市民等の主体的な行動を促進するよう努めるものとする。

(交通安全の推進)

第10条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、高齢者の交通事故の防止、飲酒運転の撲滅その他交通安全の推進に一体となって取り組むものとする。

2 学校の設置者は、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という。）並びに保護者及び教職員に対し、交通安全に関する教育、啓発及び情報提供を行い、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、交通安全に関する運動への参加の促進に努めるものとする。

(自転車の安全な利用の推進)

第11条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、自転車の安全な利用の推進に一体となって取り組むものとする。

2 自転車利用者は、関係法令を遵守し、及び歩行者等に対する注意を払って安全運転に努めるとともに、自転車による事故その他の不測の事態に備えるよう努めるものとする。

3 市は、自転車の安全な利用を推進するため、自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るとともに、自転車の利用環境の整備に努めるものとする。

（暴力団の排除の推進）

第12条 市及び市民等は、安全・安心なまちづくりを行う上で、暴力団の排除の推進が極めて重要であることを認識し、暴力団を利用しない・暴力団に金を出さない・暴力団を恐れないということを基本に、警察その他の関係機関と連携し、暴力団の排除に一体となって取り組むものとする。

2 市及び市民等は、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識し、暴力団との交際を厳に慎むとともに、事業者は、その行う事業により暴力団を利することとならないよう努めるものとする。

3 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等の暴力団の排除に関する意識の高揚を図るとともに、市民等による暴力団の排除の自主的な取組を支援するなどして、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（迷惑行為の防止の推進）

第13条 市及び市民等は、迷惑行為（北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（平成20年北九州市条例第10号）第2条に規定する迷惑行為をいう。以下同じ。）が重大な犯罪を誘発する危険性を有することを認識し、相互に連携して、迷惑行為の防止に一体となって取り組むものとする。

2 市民等は、自ら迷惑行為を行わないようにするとともに、迷惑行為の防止を推進するための活動への参加に努めるものとする。

3 市は、市民等に対して、迷惑行為の防止に関する教育及び啓発を行い、迷惑行為の防止に関する意識の高揚を図るとともに、市民等が行う迷惑行為の防止のための取組を支援するなどして、迷惑行為の防止のための施策を推進するものとする。

（消費生活に関する安全・安心の推進）

第14条 市及び市民等は、消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力等の格差が存することを認識し、消費生活に関する安全・安心の推進に一体となって取り組むものとする。

2 市民は、その消費生活の安全・安心を確保するため、必要な知識を自ら習得するとともに、必要な情報を収集する等自主的に行動するよう努めるものとする。

3 事業者は、その供給する商品等について、消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保に努めるものとする。

4 市は、市民等に対して、消費生活に関する知識の普及及び啓発を行い、消費生活の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、消費生活に関する情報提供、

助言その他の支援を行うなどして、消費生活に関する安全・安心を確保するための施策を推進するものとする。

第3章 安全・安心な環境の構築

(地域における安全・安心に関する活動の推進)

第15条 市民は、安全・安心なまちづくりのため、居住地、就業場所等において、安全・安心に関する活動への参加及びこれを行う地域団体への加入に努めるものとする。

2 地域団体は、安全・安心に関する活動が継続的に行われるよう、市民の参加意欲の向上及び参加者の拡大に努めるものとする。

3 事業者は、安全・安心に関する従業員の意識の高揚を図るなどして、従業員が安全・安心に関する活動に参加しやすい職場環境の構築に努めるものとする。

4 市は、安全・安心に関する活動への参加者の拡大に係る取組を支援するなどして、地域における安全・安心に関する活動の促進に努めるものとする。

(安全・安心に配慮した環境の整備)

第16条 市民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うよう努めるものとする。

2 地域団体は、市と連携し、安全・安心に配慮した施設の整備及び管理を推進するよう努めるものとする。

3 事業者は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うとともに、都市開発に当たっては、安全・安心に配慮した環境の整備に努めるものとする。

4 市は、安全・安心に配慮した公共施設の整備及び管理を行うなどして、安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

(空き家及び空き地の適正管理)

第17条 市民等は、自らが所有し、又は管理する建物及び土地のうち現に使用していないもの(次項において「空き家及び空き地」という。)について、周辺的生活環境を悪化させないよう適正に管理するものとする。

2 市は、空き家及び空き地について、適正な管理が行われるよう関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(通学路等の安全確保)

第18条 市民等は、通学路、公園その他の児童・生徒等が日常的に利用する施設(以下この条において「通学路等」という。)の安全を確保するため、通学路等の環境の整備、児童・生徒等の見守り活動への参加等に努めるものとする。

2 市及び学校の設置者は、市民等と連携し、通学路等の環境の整備、見守り活動の推進その他の取組により、通学路等の安全の確保に努めるものとする。

(繁華街の安全確保)

第19条 市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに繁華街の存する地域の市民等は、警察その他の関係機関と連携し、悪質な客引き行為、スカウト行為等の防止を図るとともに、防犯カメラの設置等安全・安心に配慮した設備を整えるなどして、繁華街の安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

(青少年の非行等を生まない環境の構築)

第20条 市及び市民等は、相互に連携を深め、青少年の規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用等を助長する有害環境への対策、いじめの防止等のための対策その他の青少年の健全な育成のための取組を推進するものとする。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業活動において、青少年の非行等が起こりにくい環境の構築に取り組むとともに、薬物の不正な販売その他の不法行為及び青少年の非行等を助長する活動を行わないものとする。

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

(青少年等の非行等からの立直り支援)

第21条 市民及び地域団体は、青少年の非行等からの立直りを支援する社会の形成に努めるものとする。

2 事業者は、青少年の非行等からの立直りを支援するため、就労機会の提供等に努めるものとする。

3 市は、警察その他の関係機関と連携し、青少年の非行等に関する相談並びに立直りのための修学支援及び就労支援の充実に努めるものとする。

4 市及び市民等は、青少年以外の者の立直りの支援については、前3項に定めるところに準じて取り組むものとする。

(安全・安心に関する相談及び支援体制)

第22条 市は、市民等の安全・安心を脅かす事態の未然防止を図るとともに、その対応のための体制、安全・安心に関する相談体制及び犯罪被害者等に対する支援体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民等が安全・安心を脅かす事態に係る通報及び情報提供を行いやすい仕組みを構築するものとする。

第5章 安全・安心な都市イメージの発信

(安全・安心に関する情報の提供)

第23条 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等に対して安全・安心に関する情報を提供する仕組みを構築するものとする。

(安全・安心なまち北九州市の情報発信)

第24条 市は、市内外に向け、本市の安全・安心なまちづくりに関する取組等についての情報の発信に努めるものとする。

2 市民等は、前項の情報を共有するとともに、その発信に努めるものとする。

第6章 推進体制等

(行動計画の策定)

第25条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第26条 市は、前条の行動計画に定められた施策を円滑かつ着実に実施するため、市民等及び国、福岡県その他の関係機関と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

(市職員の責務)

第27条 市職員は、自ら安全・安心なまちづくりに関する知識を深めるとともに、安全・安心に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(効果検証)

第28条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証し、その結果を公表するものとする。

2 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の推進に当たり、安全・安心に関する活動を行っている市民等からの意見及び提案を聴取するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

北九州市安全・安心推進会議委員名簿

(平成27年5月20日現在)

| | 補職等 | 委員名 |
|----|--|--------|
| 1 | 北九州市学校警察連絡協議会 会長(小倉西高等学校 学校長) | 馬場園 茂生 |
| 2 | 北九州市自治会総連合会 会長 | 永井 博文 |
| 3 | 北九州市少年補導委員連絡協議会 会長 北九州市青少年育成会協議会 会長 | 野口 勝義 |
| 4 | 北九州市食生活改善推進員協議会 会長 | 大石 紀代子 |
| 5 | 北九州市女性団体連絡会議 会長 | 松村 佐和子 |
| 6 | 北九州市PTA協議会 会長 | 藤田 武男 |
| 7 | 北九州市婦人会連絡協議会 会長 | 加藤 美佐子 |
| 8 | 北九州市保護司会連絡協議会 会長 | 森 義明 |
| 9 | 北九州商工会議所 専務理事 | 羽田野 隆士 |
| 10 | 北九州市立大学 防犯・防災プロジェクト リーダー | 吉井 裕城 |
| 11 | 北九州市連合協力雇用主会 会長 | 野口 義弘 |
| 12 | 北九州市老人クラブ連合会 会長 | 青木 克己 |
| 13 | 北九州タクシー協会 会長 | 田中 亮一郎 |
| 14 | 北九州中小企業団体連合会 会長 | 白見 榮祐 |
| 15 | タウンモバイルネットワーク 理事長 | 植木 和宏 |
| 16 | 日本ガーディアン・エンジェルズ 理事長 | 小田 啓二 |
| 17 | 福岡県防犯設備士協会 理事長 | 吉村 洋 |
| 18 | (株)アヴァンティ北九州支社 取締役支社長 | 金 成子 |
| 19 | (株)不動産中央情報センター 代表取締役社長 | 濱村 美和 |
| 20 | 九州国際大学法学部 教授 | 山本 啓一 |
| 21 | 福岡県警察本部 生活安全総務課長 | 戸谷 弘一 |
| 22 | 北九州市副市長 | ◎梅本 和秀 |
| 23 | 北九州市危機管理監 | 原口 紳一 |
| 24 | 北九州市市民文化スポーツ局長 | ○大下 徳裕 |
| 25 | 北九州市保健福祉局長 | 工藤 一成 |
| 26 | 北九州市子ども家庭局長 | 近藤 晃 |
| 27 | 北九州市建設局長 | 横矢 順二 |
| 28 | 北九州市建築都市局長 | 大関 達也 |
| 29 | 北九州市消防局長 | 川本 一雄 |
| 30 | 北九州市教育委員会 教育長 | 垣迫 裕俊 |

◎は会長、○は副会長

北九州市安全・安心条例行動計画

発行日／平成27年8月

編集・発行／北九州市市民文化スポーツ局安全・安心推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

TEL 093-582-2911 FAX 093-582-3889